

昭和二十七年運輸省令第四十二号

内航海運業法施行規則

木船運送法（昭和二十七年法律第百五十一号）に基き、及び同法を実施するため、木船運送法施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、内航海運業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 法第三条第二項の事業開始の届出をしようとする者は、事業開始届出書（第一号様式）を提出するものとする。

第三条 法第四条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録申請書（第二号様式）を提出するものとする。

第四条 法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 使用する船舶の長さ

二 船舶所有者（船舶が共有されている場合は、船舶管理人。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 船舶所有者以外の者から船舶を借り受けている場合は、当該船舶の貸渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 船舶の管理に係る役務の提供を受けたる場合は、当該役務を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 内航貨物定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。）に加入している場合は、当該海運組合の名称

六 法第四条第一項第五号の国土交通省令で定める内航貨物定期航路事業を運組合をいう。以下同じ。）を當もうとする者にあつては、航路の名称、起点並びに終点並びに運航回数

二 海運組合（内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）第三条に規定する内航海運組合をいう。以下同じ。）に加入している場合は、当該海運組合の名称

4 法第四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 資金計画（第三号様式による。）

二 船員配乗計画（第四号様式による。）

三 使用船舶の明細（第五号様式による。）

四 主として取引しようとする相手方の氏名又は名称及び住所

五 他に営業を行つてゐる場合は、当該営業の種類及び概要

六 内航貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、内航貨物定期航路事業の明細（第六号様式による。）

七 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

八 既存の法人にあつては、次の書類

九 定款及び登記事項証明書

十 最近の事業年度における貸借対照表

十一 既存の法人にあつては、次の書類

十二 法人を設立しようとする者にあつては、次の書類

十三 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

十四 発起人又は設立者の名簿

十五 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況及び見込みを記載した書類

十六 個人にあつては、次の書類

十七 財産目録

十八 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

十九 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十一 計画の実施のための準備の状況を示す書類（内航海運業者登録簿）

二十二 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十三 計画の実施のための準備の状況を示す書類（内航海運業者登録簿）

二十四 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十五 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十六 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十七 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十八 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十九 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三十 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三十一 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三十二 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三十三 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三十四 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三十五 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三十六 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三十七 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三十八 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三十九 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

四十 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

四十一 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

四十二 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

一 資金計画が次に掲げる費用及び借入金を勘案して適切に定められているものであることをとする。

イ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定による船舶検査にかかる費用

ロ 船員の労働関係に関する法令の規定による船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の整備に要する費用

ハ 船舶の建造又は改造のため必要な資金を借り入れた場合は、当該借入金

二 船員配乗計画が次に掲げる基準に適合しているものであること。

イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定による船舶職員の乗組みに関する基準

ロ 船員の労働関係に関する法令の規定による船員の労働時間及び定員に関する基準（変更登録の申請）

二 船員の労働時間及び定員に関する基準（変更登録の申請）

三 船舶運送約款を定める船舶（内航運送約款の届出）

四 法第八条第一項の規定により内航運送約款の設定の届出をしようとする者は、内航運送約款の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した内航運送約款設定届出書及び設定した内航運送約款を提出しなければならない。

五 条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域又は同条第十八号の車両区域を有する船舶をいう。

六 コンテナ船（専らコンテナ貨物を輸送するための構造を有する船舶をいう。）

七 法第八条第一項の規定により内航運送約款の届出をしようとする者は、内航運送約款の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した内航運送約款設定届出書及び設定した内航運送約款を提出しなければならない。

八 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

九 法第八条第一項後段の規定により内航運送約款の変更の届出をしようとする者は、変更後の内航運送約款の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した内航運送約款変更届出書及び変更後の内航運送約款を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を行つた年月日

四 法第四条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、前項の規定にかかわらず、貨物通事業者の氏名の変更の届出等の一本化し提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号）の定めるところによることができる。

五 法第八条第一項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

六 内航貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、内航貨物定期航路事業の明細（第六号様式による。）

七 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

八 既存の法人にあつては、内航貨物定期航路事業の明細（第六号様式による。）

九 定款及び登記事項証明書

十 最近の事業年度における貸借対照表

十一 既存の法人にあつては、内航貨物定期航路事業の明細（第六号様式による。）

十二 法人を設立しようとする者にあつては、内航貨物定期航路事業の明細（第六号様式による。）

十三 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

十四 発起人又は設立者の名簿

十五 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況及び見込みを記載した書類

十六 個人にあつては、次の書類

十七 財産目録

十八 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

十九 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十一 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十二 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十三 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十四 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

二十五 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗者登録簿（船舶の基準）を証する書類

三 変更を行つた年月日

四 法第四条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、前項の規定にかかわらず、貨物通事業者の氏名の変更の届出等の一本化し提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号）の定めるところによることができる。

五 法第八条第一項の規定により内航運送約款の届出をしようとする者は、内航運送約款の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した内航運送約款設定届出書及び設定した内航運送約款を提出しなければならない。

六 法第八条第一項の規定により内航運送約款の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した内航運送約款変更届出書及び変更後の内航運送約款を提出しなければならない。

七 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

八 変更の内容

九 法第八条第一項後段の規定により内航運送約款の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した内航運送約款変更届出書及び変更後の内航運送約款を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更後内の内航運送約款の実施予定期日

三 変更した事項（新旧の対照を明示すること）

四 変更を必要とする理由

（内航運送約款の記載事項）

五 運賃及び料金の收受又は払戻しその他の運賃及び料金に関する事項

六 運送の引受けに関する事項

七 貨物の受取、引渡し及び保管に関する事項

八 損害賠償その他の責任に関する事項

九 その他内航運送約款の内容として必要な事項

(公衆の閲覧の方法)	（公衆の閲覧の方法）
第十一條の二 法第八条第四項の規定による公衆の閲覧は、内航運送をする内航海運業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	第十一條の三 法第八条第四項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
（公衆の閲覧に供することを要しない場合）	一 内航運送をする内航海運業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
二 内航運送をする内航海運業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	二 内航運送をする内航海運業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合
（書面の交付）	二 内航運送をする内航海運業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2	（情報通信の技術を利用する方法）
第十一條の四 法第九条第一項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。	一 当該契約が法第八条第一項の内航運送約款（標準内航運送約款と同一の内航運送約款を定めているときは、当該内航運送約款。次項において同じ。）によるもの（特約が付されたものを除く。）である場合
一 当該契約が法第八条第一項の内航運送約款（標準内航運送約款と同一の内航運送約款を定めているときは、当該内航運送約款。次項において同じ。）によるもの（特約が付されたものを除く。）である場合	二 災害その他のやむを得ない事由により書面の交付が困難である場合（当該事由がなくなるまでの間に限る。）
二 災害その他のやむを得ない事由により書面の交付が困難である場合（当該事由がなくなるまでの間に限る。）	法第九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
（書面の交付）	一 当該契約が法第八条第一項の内航運送約款によるもの（特約が付されたものに限る。）である場合には、当該特約の内容
（書面の交付）	二 前号に規定する場合以外の場合にあっては、次に掲げる事項
（書面の交付）	イ 製約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
（書面の交付）	ロ 提供する役務の範囲、期間及び対価に関する事項
（書面の交付）	ハ 提供する役務に係る費用を負担する者に関する事項
（書面の交付）	二 荷役作業その他の内航海運業に附帯する業務を行う者及び当該業務に係る費用を負担する者に関する事項
（書面の交付）	ハ 提供する役務に係る費用を負担する者に関する事項
（書面の交付）	二 損害賠償の責任に関する事項
（書面の交付）	ト 定期借船契約にあつては、次に掲げる事項に予備船員の数に関する事項
（書面の交付）	（1）当該契約に係る船員の職種及び数並びに予備船員の数に関する事項

2	（情報通信の技術を利用する方法）
第十一條の五 法第九条第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。	一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
（情報通信の技術を利用する方法）	イ 送信者等（送信者又は送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は受信者との契約により受信者ファイル（専ら受信者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法
（情報通信の技術を利用する方法）	ロ 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該受信者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法
（情報通信の技術を利用する方法）	ハ 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供する方法
（情報通信の技術を利用する方法）	二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを受けた受信者等の使用に係る電子計算機に記録する方法
（情報通信の技術を利用する方法）	前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
（情報通信の技術を利用する方法）	一 受信者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
（情報通信の技術を利用する方法）	二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を送信者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を受信者に対し通知するものであることを

2	（電磁的方法の種類及び内容）
第十一條の六 内航海運業法施行令（令和四年政令第七号。以下「令」という。）第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。	一 前条第一項各号に掲げる方法のうち送信者等が使用するもの
（情報通信の技術を利用する方法）	二 ファイルへの記録の方法
（情報通信の技術を利用する方法）	三 記載事項（新旧の対照を明示するなど）
（情報通信の技術を利用する方法）	四 変更を必要とする理由

2	（安全管理規程の内容）
第十一條の七 令第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
（情報通信の技術を利用する方法）	二 変更後の安全管理規程の実施予定期日
（情報通信の技術を利用する方法）	三 変更した事項（新旧の対照を明示するなど）
（情報通信の技術を利用する方法）	四 変更を必要とする理由

2	（安全管理規程の届出）
第十二條 法第十一条第一項前段の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、事業を開始する日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書及び設定した安全管理規程を提出しなければならない。	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
（安全管理規程の届出）	二 事業開始予定期日
（安全管理規程の届出）	三 規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる記載事項を送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を受信者に対し通知するものであること。ただし、受信者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
（安全管理規程の届出）	四 変更後の安全管理規程を提出しなければならない。

(3) 気象通報その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項	(4) 危険物その他の乗組員の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項	(5) 船舶の離着岸の際ににおける安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項
船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項	事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項	船舶、事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項
内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項	教育及び研修に関する事項	輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
事業の実施及びその管理の改善に関する事項	事業の実施及びその管理の改善に関する事項	事業の実施及びその管理の改善に関する事項
(安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出)	(安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出)	(安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出)

二十八歳以上であること。	二 法第十一條第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。	二 法第十一條第七項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。
（内航船舶の表示）	（内航船舶の表示）	（内航船舶の表示）
二 地方運輸局長が指定する記号及び番号は、次のとおりとする。	二 前項の記号及び番号は、次に掲げるものからなるものとする。	二 前項の記号及び番号は、次に掲げるものからなるものとする。
一 登録に係る行政官庁の表示	一 内航海運業の用に供する船舶であることを表示する文字及び数字	一 内航海運業の用に供する船舶であることを表示する文字及び数字
二 船舶の種類を表示する文字	二 船舶の種類を表示する文字	二 船舶の種類を表示する文字
（書類）	（書類）	（書類）
二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三 選任し、又は解任した年月日	二 選任し、又は解任した年月日	二 選任し、又は解任した年月日
四 解任の届出の場合は、解任の理由	三 選任し、又は解任した年月日	三 選任し、又は解任した年月日
（前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。）	（前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。）	（前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。）
一 安全統括管理者選任届出書（選任された安全管理監理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第十三条の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類）	一 安全統括管理者選任届出書（選任された安全管理監理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第十三条の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類）	一 安全統括管理者選任届出書（選任された安全管理監理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第十三条の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類）
二 運航管理者選任届出書（選任された運航管理者が前条各号に掲げる要件を備えることを証する書類）	二 運航管理者選任届出書（選任された運航管理者が前条各号に掲げる要件を備えることを証する書類）	二 運航管理者選任届出書（選任された運航管理者が前条各号に掲げる要件を備えることを証する書類）
（承継の届出）	（承継の届出）	（承継の届出）
二 法第十三條第二項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した承継届出書を提出するものとする。	二 法第十五條の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した承継届出書を提出するものとする。	二 法第十六條第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した承継届出書を提出するものとする。
一 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 登録番号	二 登録番号	二 登録番号
三 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	三 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	三 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（承継の理由）	（承継の理由）	（承継の理由）
四 承継の理由	四 承継の理由	四 承継の理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
（内航船舶の表示）	（内航船舶の表示）	（内航船舶の表示）
二 前項の記号及び番号は、次に掲げるものからなるものとする。	二 前項の記号及び番号は、次に掲げるものからなるものとする。	二 前項の記号及び番号は、次に掲げるものからなるものとする。
一 登録に係る行政官庁の表示	一 内航海運業の用に供する船舶であることを表示する文字及び数字	一 内航海運業の用に供する船舶であることを表示する文字及び数字
二 船舶の種類を表示する文字	二 船舶の種類を表示する文字	二 船舶の種類を表示する文字
（書類）	（書類）	（書類）
二 選任し、又は解任した年月日	三 選任し、又は解任した年月日	三 選任し、又は解任した年月日
（前項の公表）	（前項の公表）	（前項の公表）
二 法第二十一条の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。	二 法第二十一条の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。	二 法第二十一条の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。
（公表）	（公表）	（公表）
一 法第二十条第一項の規定による命令に係る事項	一 法第二十条第一項の規定による命令に係る事項	一 法第二十条第一項の規定による命令に係る事項
二 法第二十五条の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項	二 法第二十五条の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項	二 法第二十五条の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項
三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項	三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項	三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
（職権の委任）	（職権の委任）	（職権の委任）
二 法第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第三十条に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が行う。	二 法第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第三十条に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が行う。	二 法第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第三十条に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が行う。
（聴聞の方法の特例）	（聴聞の方法の特例）	（聴聞の方法の特例）
二 法第二十一条の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	二 法第二十一条の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	二 法第二十一条の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（内航船舶の表示）	（内航運送する内航海運業者は、法第二十条第一項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。）
二 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	二 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
（内航船舶の表示）	（内航船舶の表示）
二 前項の記号及び番号は、次に掲げるものからなるものとする。	二 前項の記号及び番号は、次に掲げるものからなるものとする。
一 登録に係る行政官庁の表示	一 内航海運業の用に供する船舶であることを表示する文字及び数字
二 船舶の種類を表示する文字	二 船舶の種類を表示する文字
（書類）	（書類）
二 選任し、又は解任した年月日	三 選任し、又は解任した年月日
（前項の公表）	（前項の公表）
一 法第二十条第一項の規定による命令に係る事項	一 法第二十条第一項の規定による命令に係る事項
二 法第二十五条の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項	二 法第二十五条の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項
三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項	三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
（職権の委任）	（職権の委任）
二 法第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第三十条に規定する職権のうち、法第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第三十条に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が行う。	二 法第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第三十条に規定する職権のうち、法第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第三十条に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が行う。
（聴聞の方法の特例）	（聴聞の方法の特例）
二 法第二十一条の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	二 法第二十一条の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

	聴聞を行うに当たつては、聴聞の期日の十七日前で、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知をし、かつ、これらの事項を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。 （書類の提出）
第二十一条	法又はこの省令の規定により地方運輸局長に提出する書類は、当該書類を提出する者の主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局长又は海事事務所長を経由できるものとする。 （船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の適用除外）
第二十二条	法第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者（海上運送法（昭和二十四年法律第八十八号）第十九条の五第一項の人の運送をする貨物定期航路事業の届出をした者及び同法第二十条第二項の人の運送をする不定期航路事業の届出をした者を除く。）は、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）の規定による報告書を提出することを要しない。
附 則	この省令の規定は、法第二十七条に規定する内航海運業に相当する事業について、準用する。

	この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和三七年八月八日運輸省令第四号）抄
附 則	（昭和三九年八月五日運輸省令第五号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和三十七年八月十日から施行する。
附 則	（昭和四〇年一月一六日運輸省令第六号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和三十九年八月十日から施行する。（ただし、改正後の内航海運業法施行規則（以下「新規則」という。）第十条の規定は、昭和三十九年十月一日から施行する。）
附 則	（昭和三九年一二月一六日運輸省令第七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和三十九年八月十日から施行する。（ただし、改正後の内航海運業法施行規則（以下「新規則」という。）第十条の規定は、昭和三十九年十月一日から施行する。）

	この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第一号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第二号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第三号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第四号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第五号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第六号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第八号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第九号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第十号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第十一号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第十二号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第十三号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第十四号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第十五号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第十六号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第十七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和五一年九月三〇日運輸省令第十八号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。

	この省令は、公布的日から施行する。
附 則	（昭和四一年一二月一五日運輸省令第一条）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則	（昭和四一年一二月一五日運輸省令第二条）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則	（昭和四一年一二月一五日運輸省令第三条）抄
（施行期日）	1 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等又は、相当地方運輸局又は海運監理部の海運支局长がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相當の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対する改訂後の関係省令の規定により行われたものとみなす。
附 則	（昭和四一年一二月一五日運輸省令第四条）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則	（昭和四一年一二月一五日運輸省令第五条）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布的日から施行する。

<p>附 則 (平成七年五月一日運輸省令第二 九号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成七年六月二三日運輸省令第三 五号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成七年六月二三日運輸省令第三 七号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
--

<p>第一項 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>第二項 この省令の施行前に内航海運業法第三条第一項の規定により内航 海運業法第三条第二項の規定による届出をした ものとみなされる者は、遅滞なく、氏名又は名 称及び住所、主たる営業所及び従たる営業所の 名称及び所在地並びに使用船舶の船番号及び 重量トン数を記載した書類を主たる営業所の所 在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければ ならない。</p>
--

<p>附 則 (平成九年一二月一五日運輸省令第 八二号)</p> <p>この省令は、平成十年一月一日から施行す る。</p> <p>附 則 (平成一二年九月一日運輸省令第三 〇号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、海上運送法の一部を改正す る法律(平成十一年法律第七十一号。以下「改 正法」という。)の施行の日(平成十二年十月 一日)から施行する。</p> <p>第九条 内航海運業法第三条第一項の規定により 内航海運業法第三条第一項の許可を受けたもの とみなされた者は、遅滞なく、次に掲げる事項 を記載した書類を主たる営業所の所在地を管轄 する地方運輸局長に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所 二 海運組合(内航海運組合法第三条に規定す る内航海運組合をいう。以下同じ。)に加入 している場合にあつては、当該海運組合の 名称</p> <p>三 内航海運業法第四条第一項第三号の事業計 画(内航海運業法施行規則第二条第一号に掲 げる事項に限る。)</p>
--

<p>附 則 (平成一三年三月一五日国土交通 省令第三七号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、平成十三年一月六日から施 行する。</p> <p>附 則 (平成一三年三月一九日運輸省 令第三九号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、平成一三年一月六日から施 行する。</p>

則」という。)の規定により運航管理規程の作成の届出及び運航管理者の選任の届出をしている者にあつては、施行日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出並びに安全統括管理者の選任の届出及び運航管理者の選任の届出をするものとする。

この省令の施行の際現に交付されている旧内航海運業法施行規則第十一号様式による証明書は、この省令による改正後の内航海運業法施行規則第十一号様式による証明書とみなす。

附 則 (平成二十九年六月一五日国土交通省令第三十七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年四月二六日国土交通省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一月二日国土交通省令第八七号)抄

(施行期日)

この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第一条中海上運送法施行規則第二十三条の十一第三号の改正規定(同号ハ中「事故」の下に「災害」を加える部分を除く。)及び次条から附則第七条までの規定は、公布の日から施行する。

内航海運業法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第三条 この省令の施行の際現に内航海運業(総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航運送をする事業に限る。)を営む者は、施行日前においても、第二条(第一号に係る部分に限る。)の規定による改正後の内航海運業法施行規則(以下この条において「新内航海運業法施行規則」という。)の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、新内航海運業法施行規則の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 (経過措置)

第二号 (施行期日)

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

(内航海運業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に船舶の管理をする事業(改正法第三条の規定による改正後の内航海運業法第二条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条において同じ。)を営んでいる者(改正法第三条の規定による改正前の内航海運業法第三条第一項の登録を受けた者に限る。)の当該船舶の管理をする事業についての第一条の規定による改正後の内航海運業法施行規則第八条第一項の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して一年間は、同項中「第四条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項の変更のほか、次のとおりとする」とあるのは、「第四条第一項第一号及び第五号に掲げる事項の変更とする」とする。

(様式等に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の内航海運業法施行規則第十一号様式による証明書、第五条の規定による改正前の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第二号書式による航海日誌、第六号書式による申請書、第十四号書式による申請書、第十六号書式による申請書、第十八号書式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による救命艇手適任証書、第六号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による船員法施行規則第一号様式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第十条の規定による改正後の船内における食料の支給を行う者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船員法施行規則第一号様式による申請書とみなす。

附 則 (令和四年三月二十五日国土交通省令第一三号)

(施行期日)

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年一月一九日国土交通省令第二号)

(施行期日)

1 この省令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号)

(施行期日)

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

第1号様式(第2条、第23条関係)(用紙の大五号様式による申請書、第四号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第六号様式による救助艇手適任証書並びに第十条の規定による改正前の船内における食料の支給を行なう者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船舶料理士資格証明書及び第三号様式による救生艇手適任証書は、それぞれ第一条の規定による改正後の内航海運業法施行規則第十号様式による証明書、第五条の規定による改正後の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第二号書式による航海日誌、第六号書式による届出書、第八号書式による届出書、第十二号書式による申請書、第十三号書式による申請書、第十四号書式による申請書、第十六号書式による申請書、第十八号書式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第七条の規定による改正後の救命艇手適任証書並びに第十八条の規定による改正後の船内における食料の支給を行う者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第八条の規定による申請書とみなす。)

第1号様式(第2条、第23条関係)(用紙の大五号様式による申請書、第四号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第六号様式による救助艇手適任証書並びに第十条の規定による改正前の船内における食料の支給を行なう者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船舶料理士資格証明書及び第三号様式による救生艇手適任証書は、それぞれ第一条の規定による改正後の内航海運業法施行規則第十号様式による証明書、第五条の規定による改正後の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第二号書式による航海日誌、第六号書式による届出書、第八号書式による届出書、第十二号書式による申請書、第十三号書式による申請書、第十四号書式による申請書、第十六号書式による申請書、第十八号書式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第七条の規定による改正後の救命艇手適任証書並びに第十八条の規定による改正後の船内における食料の支給を行う者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第八条の規定による申請書とみなす。)

第1号様式(第2条、第23条関係)(用紙の大五号様式による申請書、第四号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第六号様式による救助艇手適任証書並びに第十条の規定による改正前の船内における食料の支給を行なう者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船舶料理士資格証明書及び第三号様式による救生艇手適任証書は、それぞれ第一条の規定による改正後の内航海運業法施行規則第十号様式による証明書、第五条の規定による改正後の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第二号書式による航海日誌、第六号書式による届出書、第八号書式による届出書、第十二号書式による申請書、第十三号書式による申請書、第十四号書式による申請書、第十六号書式による申請書、第十八号書式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第七条の規定による改正後の救命艇手適任証書並びに第十八条の規定による改正後の船内における食料の支給を行う者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第八条の規定による申請書とみなす。)

第1号様式(第2条、第23条関係)(用紙の大五号様式による申請書、第四号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第六号様式による救助艇手適任証書並びに第十条の規定による改正前の船内における食料の支給を行なう者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船舶料理士資格証明書及び第三号様式による救生艇手適任証書は、それぞれ第一条の規定による改正後の内航海運業法施行規則第十号様式による証明書、第五条の規定による改正後の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第二号書式による航海日誌、第六号書式による届出書、第八号書式による届出書、第十二号書式による申請書、第十三号書式による申請書、第十四号書式による申請書、第十六号書式による申請書、第十八号書式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第七条の規定による改正後の救命艇手適任証書並びに第十八条の規定による改正後の船内における食料の支給を行う者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による申請書、第六号様式による救命艇手適任証書及び第八条の規定による申請書とみなす。)

